

令和5年田村市教育委員会第7回定例会議事録

- 1 招集日時 令和5年7月25日(火) 午後2時30分
- 2 招集場所 田村市役所 4階 特別会議室
- 3 出席委員
- | | | |
|----------|-------|--|
| 教育長 | 飯村新市 | |
| 教育長職務代理者 | 船田隆典 | |
| 委員 | 柳沼かおり | |
| 委員 | 佐藤由香理 | |
| 委員 | 根内喜代重 | |
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席を求められた者
- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 職氏名 | 教育部長 | 佐藤健志 |
| | 教育総務課長 | 橋本弘明 |
| | 参事兼学校教育課長 | 小松信哉 |
| | 生涯学習課長 | 箭内瑞喜 |
| | 教育総務課課長補佐兼教育総務係長 | 宗像隆 |
| | 教育総務課教育施設係長 | 根本一広 |
| | 学校教育課管理主事兼課長補佐兼指導管理係長 | 高田秀人 |
| | 学校教育課教育振興係長 | 紺野健太郎 |
| | 生涯学習課課長補佐兼スポーツ振興係長 | 遠藤和夫 |
| | 生涯学習課生涯学習係長 | 本田啓介 |
- 6 会議の書記 教育総務課 主査 坪井真里子
- 7 開閉会 開会 午後2時30分 閉会 午後3時55分
- 8 会議に付した案件は次のとおりである。
- | | |
|--------|--|
| 報告第7号 | 田村市指定文化財(天然記念物)の現状変更等終了報告について |
| 議案第43号 | 田村市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について |
| 議案第44号 | 田村市小中学校児童生徒の小規模特認校実施に関する要綱の制定について |
| 議案第45号 | 田村市小・中学校遠距離通学児童等通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示について |
| 議案第46号 | 令和6年度使用教科用図書の採択について |

議案第47号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他の案件

9 会議の経過は次のとおりである。

発 言 者	内 容
	【開会 午後2時30分】
教 育 長	令和5年田村市教育委員会第7回定例会の開会を宣言。 会期は、本日1日間とし、別紙議事日程によって進めたいが、異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。会期は本日1日間とし、別紙議事日程によって進めることに決定した。 会議録署名委員の指名。教育長指名で船田隆典委員と根内喜代重委員を指名。書記に教育総務課 坪井主査を指名する。
書 記	令和5年第2回臨時会会議録の概要を朗読。
教 育 長	ただいま朗読があった会議録について、承認することに異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認め、令和5年第2回臨時会会議録は、承認することに決定する。
教 育 長	日程第3、議案上程に移り、議案審議に入る。
教 育 長	報告第7号 田村市指定文化財（天然記念物）の現状変更等終了報告について、説明を求める。
教 育 部 長	報告第7号について議案書朗読
生涯学習課長	報告第7号について補足説明
教 育 長	ただいま説明の、報告第7号 田村市指定文化財（天然記念物）の現状変更等終了報告について、質問・意見はあるか。

委 員	(なし)
教 育 長	それでは、報告第7号 田村市指定文化財（天然記念物）の現状変更等終了報告について、承認することに異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。報告第7号 田村市指定文化財（天然記念物）の現状変更等終了報告について、原案のとおり承認する。
教 育 長	次に、議案第43号 田村市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、から 議案第45号 田村市小・中学校遠距離通学児童等通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示について、までの3議案は、全て小規模特認校制度に関連した提案であるため、一括して審議したいがよろしいか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	それでは、3議案について、説明を求める。
教 育 部 長	議案第43号から議案45号について議案書朗読
教 育 総 務 長	議案第43から議案45号について補足説明
教 育 長	ただいま説明の、議案第43号 田村市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、から 議案第45号 田村市小・中学校遠距離通学児童等通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示について、質問・意見はあるか。
教 育 長	(概要を説明) 学齢児童生徒の就学すべき学校は規則によって定められているが、都路小中学校を特認校に指定することで、都路小中学校で学びたいという希望があれば都路小中学校に就学できますよ、という制度である。だからと言って、市内全部を自由学区とする訳ではない。例えば、滝根町に居住している子どもたちが船引地区の学校に通学したいとなれば、これまでどおり指定の変更等の手続きをしたうえで変更となる。都路小中学校に関しては自由に指定変更が可能になるというのが趣旨である。 ただ、遠距離通学の場合に支給される通学費助成金の該当にはなりませんよ、というのが、議案第45号通学費助成金交付要綱の一部改正の内容である。

	<p>現在都路小中学校に通学している児童生徒の数が少ない状況であり、これから更に少なくなってしまうということで、PTA や地域から「なんとか子どもの数を確保するため、特認校制度があるのでぜひ指定していただきたい。」という要望があつて、今回の議案提案となった。県内でも特認校制度を取り入れて子どもの数を増やしている学校がある。</p>
船 田 委 員	<p>湖南小中学校も特認校であつたか。</p>
教 育 長	<p>西田学園は特認校である。</p>
船 田 委 員	<p>田村市内での異動であつて、市外の方が希望した場合はどうなるのか。</p>
教 育 長	<p>他市町村からの子どもたちの受け入れは通常の区域外就学の取扱いとなり、教育委員会が認めれば就学が可能となっている。 原発事故で避難地域から田村市の学校に通学している子どもたちはこちらの制度を適用している。</p>
船 田 委 員	<p>「小規模特認校」という用語は一般的に全国で使われている用語であるのか。それとも田村市独自の用語であるのか。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>全国で使われている用語である。県内でも喜多方市の上三宮小、いわき市の三和小中、伊達市の小国小・柱沢小・月舘学園小中、会津若松市の大戸小中、全て「小規模特認校」という用語を使用している。</p>
教 育 長	<p>国が言っている「小規模」とは、単学級を指している。なので、学年で2学級あるような学校ではこの制度は使えないことになる。</p>
船 田 委 員	<p>スクールバス使用の可能性については、都路地区のスクールバス路線まで保護者が送迎できれば、そこからはバスを利用できるということで良いか。</p>
教 育 長	<p>そのとおりである。</p>
船 田 委 員	<p>市内の保護者に対し、この小規模特認校制度の周知はどのようにして行くのか。</p>
教 育 長	<p>承認をいただければ、市ホームページや広報誌に掲載していく。更には学校への周知として、チラシがいいのかポスターがいいのか検討していく。まずは保護者の目に触れないと進まないなので早急に周知方法考えてやっていきたい。根内委員が都路小中特認校制度の推進に携わってい</p>

	<p>るので、根内委員から意見をいただきたい。</p>
根内委員	<p>都路小中から要望を出した一つの背景としては、都路小中学校側から見れば、どんどん子どもが減っていく中で一定数の児童生徒数を確保しながら学校づくりをしていく、ということがある。都路の子どもたちにとっても良いことである。都路以外の市内の児童生徒に関しては、大規模校で多人数の中で競い合って頑張れる子どももいれば、そうではなく、少ない中だからやれる、という子どももいる。そういう意味では一つの受け皿、のびのびと教育活動ができるような場となればいいかなと考えている。</p>
佐藤委員	<p>都路小中の特色ある教育活動とあるが、どんな特色があるのだろうと思う親御さんがいると思う。</p>
根内委員	<p>特色については、小規模特認校導入を要望するにあたり昨年から継続して行っている協議会の中で話し合っている最中である。保護者、地区区長、民生員などにも参加いただき勉強会として進めている。都路小中学校の特色はこういったものだ、というものを整理し、いくつかのQ&Aなども入れながらリーフレットの的なものを作成していく予定である。</p> <p>もう一つは、教育委員会との協議にもなってくるが、オープンスクールの形で小中学校での実習を行い、必要に応じて面談も実施しながら進めていきたいと考えている。</p>
佐藤委員	<p>自由に見学できるということか。</p>
教育長	<p>基本的には学校と調整しながら進めていくことになると思う。</p>
佐藤委員	<p>都路小中学校に行けば、こんな教育が受けられるよ。とか、こんな学校なんだよ。というのが分からないとなかなか就学に繋がらないと思う。リーフレットのようにまとめたものがあればわかりやすいと思う。</p>
船田委員	<p>今思うと、児童生徒数が減ったから小規模特認校というのではなく、もう少し活性化のあるうちに進めていけば良かったと思う。</p> <p>私が都路の学校にいた頃は、スポーツ面では県大会や東北大会でも優勝するような実績が多くあった。高校進学も8割方が推薦入学であり、しかも進学先は全県下であった。合唱などでも東北大会出場の実績がある。夜間練習を実施してもきちんと保護者の送迎があり協力体制が整っていた。その進学率や部活動の成果をアピールできれば就学希望も増えると思うが、今となっては規模が小さすぎる。小規模特認校についてももう少し早く推進できれば良かったと思う。</p>

根 内 委 員	<p>そういったところでは、通常なら複式となっている状況であるが国や市教育委員会にお世話になり加配を入れていただき、何とか単学級でやれている状況である。そんな中で都路の子どもにとっても田村市の子どもにとってもより良い教育活動の場を造ってあげたいと考えている。</p> <p>中学校の部活動の話であれば、一昨日のことになるが、7人しかいないバレー部が県大会まで行って活躍しているし、小学生のスポーツ少年団活動においても頑張っているところである。</p>
教 育 長	<p>特認校制度を利用しても人が集まらないようなら何か新規事業を展開する必要があると考えている。例えば、現在交流のある東京都中野区の小中学校とテレビ会議システムでつなぐ交流授業といったようなものを取り入れて、都路では東京の子どもたちと一緒に学べますよ。というようなことも言えると、関心のある親御さんはいると思うので、呼び込むことが可能となってくるのではないかと考えている。これが、都路小中が考えている特色ある教育活動にマッチするかはこれから相談していくことになる。これは都路に限らず市全体として東京の授業の風を吹き込んでいきたいなと思っている。その先駆けを都路小中で担ってもらえるとありがたい。</p>
柳 沼 委 員	<p>周知が上手くいって、都路小中特認校への就学を希望する児童生徒が多くなった場合、数に制限を設けるのか。</p>
教 育 長	<p>小中学校で上手に教室を活用していければいいと思う。1クラスを超えるようなことがあれば大変嬉しい悲鳴である。そうなった場合には教室のやり取りをして、常葉小中学校で実施しているような、6年生は小学校ではなく中学校の教室を利用して授業を受けるというようなことをすれば可能である。市内全体で良い意味での競争に繋がっていくといいなと思う。初めての制度でもあるので、教育委員会としてもしっかりとサポートし、リードできることはリードしながらこの制度を成功させたい。</p>
船 田 委 員	<p>休み明けに公布をすれば、原則4月1日となっているが、今年度途中から認めるということか。</p>
教 育 長	<p>来年度の4月1日からとなる。</p>
柳 沼 委 員	<p>通学費助成金というのは、世帯収入に応じて変わってくるものなのか。</p>
教 育 長	<p>保護者の収入による影響はない。通学の距離に応じて金額が異なる。</p>

根 内 委 員	通学費助成金に関連することであるが、特認校に就学した場合は除外となるとのこと。では、就学すべき学校に通学していて対象になっていた児童生徒が、特認校へ転入した場合の取扱いはどうなるのか。
教 育 長	これについては、検討する。
根 内 委 員	資料12ページの「小規模特認校への指定変更申請書」中、項目の「～小規模特認校実施に関する要綱第3条の～」は2条の誤りではないか。
学 校 教 育 課 長	誤りであるため修正する。
教 育 施 設 係 長	先ほどの遠距離通学児童等通学費助成金の金額について申し上げる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 km以上 6 km未満を徒歩で通学する児童 年額 6,000 円 ・ 6 km以上 8 km未満を徒歩及び自転車で通学する児童及び生徒 年額 8,000 円 ・ 8 km以上 10 km未満を徒歩及び自転車で通学する児童及び生徒 年額 10,000 円 ・ 10 km以上を徒歩及び自転車で通学する児童及び生徒 年額 12,000 円 となっている。
教 育 長	そのほか、質問・意見はあるか。
委 員	(なし)
教 育 長	それでは、議案第43号 田村市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、から 議案第45号 田村市小・中学校遠距離通学児童等通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。議案第43号 田村市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則について、から 議案第45号 田村市小・中学校遠距離通学児童等通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示について、原案のとおり決定する。
教 育 長	次に、議案第46号 令和6年度使用教科用図書の採択について、説明を求める。
教 育 部 長	議案第46号について議案書朗読

学校教育課長	議案第46号について補足説明
教 育 長	ただいま説明の、議案第46号 令和6年度使用教科用図書の採択について、質問・意見はあるか。
教 育 長	小学校で令和6年度から使用する教科書のうち発行者が変更となるのが英語と道徳である。 複式学級の場合、5年生で使っていた教科書が6年生で変わるとなるとやりづらさがあるため、2年間で1セットとして使用することになっている。
船 田 委 員	教科書の選定は、今までのように市内で代表の先生方が選定して決めていくのか。昔は学校にアンケートがきて希望も取っていたように記憶しているが、選定方法は今も同じなのか。
学校教育課長	まず、田村・岩瀬・石川の3地域による調査研究をしなければいけない。この調査研究の結果を基に実際に採択する田村・岩瀬・石川地区の採択協議会を行い、教育委員会で最終決定していく流れとなっている。田村市単独で採択している訳ではない。
船 田 委 員	田村地区で決定した後、田村市に持ち帰って田村市としてはどのように決定しているのか。一般の先生方の希望なども反映されるのか。
学校教育課長	調査研究を進めていく中で先生方の意見も吸い上げて参考に取り入れている。この調査研究の結果を基に田村地区採択協議会において協議して、そこで順位を決めていくことになる。 田村市、小野町、三春町は3地区とも同じ教科書を採択するようになる。
教 育 長	田村、岩瀬、石川の3地区合同で行った調査研究による順番と田村地区採択協議会で決定した順番が異なった教科は図画工作であった。もしかすると、図画工作に関しては地区によって違う教科書を使うことになるかもしれない。
船 田 委 員	教育事務所の指導は入っていないのか。
教 育 長	はい、敢えて入れていない。
教 育 長	国語・算数・理科・社会が田村・岩瀬・石川3地区で異なるのは問題

	があると思うが、技能教科についてはそれぞれの地区の考え方もあるのでやむを得ないかと思う。今回の反省点としては調査研究に携わる教員の選任については検討しなければいけない。来年は中学校の教科書を採択しなければいけないので、それまでに整えていきたいと考えている。
教 育 長	そのほか、質問・意見はあるか。
委 員	(なし)
教 育 長	それでは、議案第46号 令和6年度使用教科用図書の採択について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。議案第46号 令和6年度使用教科用図書の採択について、原案のとおり決定する。
教 育 長	次に、議案第47号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、説明を求める。
教 育 部 長	議案第47号について議案書朗読
学 校 教 育 課 長	議案第47号について補足説明
	※プライバシー保護の観点から詳細は省略し、質問件数のみとする。 個別認定、否認定に関する質問・意見：3件
教 育 長	それでは、議案第47号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、原案のとおり決定することに異議はあるか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	異議なしと認める。議案第47号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、原案のとおり決定する。
学 校 教 育 課 長	認定数読み上げ。
教 育 長	日程第4 その他の案件について、委員の皆様からあればお願いします。

委 員	(なし)
教 育 長	それでは、事務局から願います。
教育総務課長	1 各事業の報告について (2件) 2 令和5年8月までの行事予定について (2件) 3 令和5年度福島県市町村教育委員会連絡協議会県中ブロック研修会の参加確認について
学校教育課長 生涯学習課長	4 事業実施状況及び予定について (3件)
教 育 長	その他の案件に対し、質問はあるか。
船 田 委 員	大多鬼丸旗争奪ソフトボール大会の運営は誰が行うのか。
生涯学習課長	昨年度までは滝根町ソフトボール協会であったが、昨年度の申し送りから今年度より田村市ソフトボール協会が運営することになり、主催が変わっている。
根 内 委 員	8月23日に開催される市の教育講演会の内容を教えていただきたい。
学校教育課長	算数と中学校英語の学力調査に関する講演会を予定している。
教 育 長	このほか、事務局からあるか。
教育総務課長	以前ご指摘のあった田村市のホームページ更新については、一部更新されていないページがあった。各課において確認し更新していくように努める。また、教育委員会ページへのルートが複数あり、ルートによって最終的に表示されるページが違ってしまいう例もあったため、広報担当部署と協議し、より良いホームページとしていく。
教 育 長	このほか、質問はあるか。
委 員	(なし)
教 育 長	令和5年田村市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言。

【閉会 午後3時55分】

前記、会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年7月25日

教育長

委員

委員